

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06-4393-6242）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	物品販売店舗等における防火安全対策指導基準に基づく指導
関連する 他局の名称	なし
概 要	一定規模以上の百貨店、スーパーマーケット、その他物品販売店舗等における防火安全対策について、「物品販売店舗等における防火安全対策指導基準」に基づき指導を行います。
根拠となる要綱等	・物品販売店舗等における防火安全対策指導基準
行政指導指針	・指導基準は、 http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000213/213007/4-1.pdf に掲載しています。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	